障害福祉サービス事業者の指定.....

(障害福祉課) ...

同同

÷ :

:

保高

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定...... 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定..... 介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....

告

示

目

次

正

誤

右 右 右 右

同

建設業者の許可の取消し......

県西

民地

:

껃 껃

同同同

:

:

:

Ħ. Ħ. 껃 同......

県営土地改良事業計画の決定....

(農村整備課) ... (経営支援課) ...

껃

同

:

大規模小売店舗の変更の届出......

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....

(早民生活)

:

三

告示中..... 平成二十一年五月二十二日及び平成二十一年六月一日定例

保高

課祉

:

第三千百四号

平成二十一年七月一日

青森県告示第四百四十六号

より公示する。

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

平成二十一年七月一日

疋居宅サービス事業者	
居宅サービス	青森県知事
事業を	Ξ
行 fう	村
	申
	吾

泉療法人仁	泉会法人仁	泉会法人仁	泉会法人仁	泉会法人仁	泉会法人仁	氏名 称 又 名は	指定居宅サー
町字直田八一八戸市大字尻内	町字直田八一	町字直田八一	町字直田八一	町字直田八一八戸市大字尻内	町字直田八一	所在地又は住所主たる事務所の	ービス事業者
通所介護	管居 理宅 指療 導養	訪問看護	管居 理 指 導 養	訪問看護	訪問介護	類 t	
サービス サービス セイ	かみがおはし ション しし	かみ おはし しまれる かかおはし	うがおみょ たーション がおみょ	うがおみょ お問看護ス	うがおみょ お問看護ス	名称	事にサージ
分枝三九の一八戸市大字妙字	四〇七田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の	四〇七田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の	分枝三八の三八戸市大字妙字	分枝三八の三	分枝三一分枝三十字妙字	所 在 地	とス事業を行う 所
"	11	"	"	11	三平 ・成 <del>三</del> 芸	年月日	指定

示

## 青森県告示第四百四十七号

泉療法人仁

町字直田八一八戸市大字尻内

訪問 問 着 養 防 護 防

分枝三八の三八戸市大字妙宮

字

11

公示する。 おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、 次のと

平成二十一年七月一日

青森県知事 Ξ 村

吾

泉療法人仁

町字直田八一八戸市大字尻内

訪問 問 着 養 防 護 防

かえテ訪 みがショ おショ は しン ス

四〇七丁目4

九町

の蒼

"

泉療法人仁

町字直田八一八戸市大字尻内

管居介 理宅護 指療予 導養防

分枝三八の三八戸市大字妙字

11

申

指定居宅介	護支援事業者	居宅介護支援事	業を行う事業所	
名称	所 在 地	名称	所 在 地	年 月 日
会療法人仁泉	町字直田八一八戸市大字尻内	うョンえがおみょ うョンえがおみょ	分枝三八の三八戸市大字妙字	三平 ・成 <del>三</del> 三
会療法人仁泉	町字直田八一	かみえがおはし 業所えがおはし	四〇七 前西七丁目九の 三戸郡階上町蒼	"

青森県告示第四百四十八号

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、 次

平成二十一年七月一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

_	泉疾療法人仁	氏名 称 又 名は	事指定介護
	町字直田八一八戸市大字尻内	所在地又は住所主たる事務所の	業 者
	訪介 問護 介護防	の <sup>†</sup> 種類 類し	ナ介 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	う えがおみょ かおみょ みょン	名称	行護予防サ
	分八 枝戸 三市	所	事し
	二大字妙	在	業の
	妙 字	地	所を
	三平 • 成 · 尝 尝	年月日	指定

青森県告示第四百四十九号

泉療法人仁

町字直田八一八戸市大字尻内

通所介護 介護 予防

ンター サービスセ スセ

分枝三九の一八戸市大字妙字

11

泉奈法人仁

町字直田八一八戸市大字尻内

管居介 理宅護 指療予 導養防

かえデ おがり おり はし し

四前三〇西戸七七郡

丁階目上 九町

の蒼

11

規定により公示する。 次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第五十一条第一号の

平成二十一年七月一日

青森県知事
=
村
申
吾

ポー 計 朝 日 日 日 大 大 大 大	名称	事指定障害
目二〇の一四青森市橋本三丁	所 在 地	業者と
支援 援 経 型続	の <sup>†</sup> 種類 類	ナ障   害 ご福 く社
望事 の 園」 「 税 所 へ 型」 希 の 表 う の 表 う の え の え り る う る う る う る う る う る う る う る う る う る	名称	事障害福祉:
目赤	所	サービスを行う
の橋 一本 四三 丁	在地	を 行 所う
三平 ・成 ・ ()	年月日	指 定

兀

主たる事務所の所在地

長谷川 靖久

Ξ

## 公

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成二十一年七月一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

申請のあった年月日 平成二十一年六月十七日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名 特定非営利活動法人元気おたすけ隊

定款に記載された目的

五

つがる市木造有楽町一四の二

を図り、地域経済活性化のための各種事業を行うことによって、社会全体の利益の この法人は、つがる市及び周辺住民に対し、地域福祉に対応したまちづくり推進

増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十一年七月一日

項の規定により次のとおり公告する。

青森県知事 Ξ 村 申

吾

六

意見書の提出

7 届出名 月 E

平成二十一年六月十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

場 所

2 期間

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

平成二十一年七月一日から同年十一月一日まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

弘前市大字扇町三丁目一の一、一の二 弘前アルカディアショッピングセンター 大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイワロイヤル株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 越智壯

Ξ 変更しようとする事項

Д			
届出年月日	るに営設舗小大 事関方のの売規 項す法運施店模	項す置設舗小大 るにのの売規 事関配施店模	X
户 日	位数入車の駐 置及口の自車 びの出動場	容及の駐 台び位車 数収置場	分
	添三か所 (な)	書添付図石	变
	のとおり)	面 ( 位置 は、 り	更
	出書	) 届 出	前
	届数位第 出書変駐 添更重	出 は 位 第 二 変 変 要 む 更 変 更 更 更 更 更 更 更 更 更 更 更 更 す	変
	正書添付図面のとおり) は変更なし (位置は、 直変更のみ、出入口の 一駐車場の廃止に伴う	図しの場 面(みの の位、廃 と置収止	更
	とおり)	おり ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	後
		三平 · 成 · <sub>=</sub>	年変 月 日更

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 提出期限 意見書を提出することができる。

2 提出先

平成二十一年十一月一日

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

定により公告し、次のとおり縦覧に供する。 山地区の県営土地改良事業 (一般農道整備事業) 計画を定めたので、同条第五項の規 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 内

県

報

平成二十一年七月一日

青

森

青森県知事 Ξ 村 申

吾

四

五

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成二十一年七月二日から同月三十日まで

 $\equiv$ 縦覧の場所

平川市役所

県営土地改良事業計画の決定

›沢地区の県営土地改良事業 (一般農道整備事業) 計画を定めたので、同条第五項の 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、田

規定により公告し、 次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

\_ 縦覧の期間

平成二十一年七月二日から同月三十日まで

Ξ 縦覧の場所

東北町役場

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 株式会社花田建設

\_ 代表者の氏名 花田 今世

Ξ 主たる営業所の所在地 つがる市木造亀ケ岡亀山七八の一

許可番号 青森県知事許可 (特 一八) 第六八二八号

取消年月日 平成二十一年五月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

により確認された。このことが、 平成二十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

建設業者の許可の取消し

る

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 青 県 報 森

建設業者の許可の取消し

平成二十一年七月一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 株式会社花田建設

代表者の氏名 花田

Ξ 主たる営業所の所在地 つがる市木造亀ケ岡亀山七八の

兀 五 取消年月日 許可番号 青森県知事許可 (般 一八) 第六八二八号 平成二十一年五月十八日

取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

ಶ್ಶ

平成二十一年七月一日

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 株式会社外崎配管設備

代表者の氏名 外崎

主たる営業所の所在地 五所川原市字烏森四五の一五

兀 許可番号 青森県知事許可 · 特 一六)第七四八七号

五 取消年月日 平成二十一年五月二十六日

取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十一年四月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成二十一年七月一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 株式会社小枝設備工業

代表者の氏名 小枝 昇

Ξ 主たる営業所の所在地 五所川原市みどり町八丁目一三

許可番号 青森県知事許可 (般 一七)第二二五八三号

取消年月日 平成二十一年五月二十八日

五 兀

取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十一年四月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

る

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

平成二十一年七月一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社小野光建設

代表者の氏名 小野 春光

Ξ 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町嘉瀬端山崎九の九

許可番号 青森県知事許可 (般 一九)第一六三四七号

兀

五 取消年月日 平成二十一年五月二十八日

七

六

) 取消しの原因となった事実設工事業に係る一般建設業の許可 土木、とび・土工、石、電気、管、鋼構造物、ほ装、しゆんせつ、造園、水道施、 取消しに係る建設業の許可

るූ

正

誤

高龄福祉保険課

第三〇九一号平成三・六一	第三〇八七号平成三・至三	発行年月日 日
告	告	X
示	示	分
第三八二号	第三六一号	番号
_	_	ページ
下	下	段
ら後 三か	ら後 ろ 四か	行
第百十五条の九第一号	第百十五条の九第一号	誤
第百十五条の十第一号	第百十五条の十第一号	正

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人) (

男 東奥印刷株式会社 写号 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 | (印刷所・販売人)

(一定価小口一枚二付十五円一銭号) 毎週月・水・金曜日発行

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す平成二十一年五月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出